

行政文書一部公開決定通知書

31教文第316号
令和2年4月1日名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一様

実施機関 名古屋市教育委員会



令和2年3月19日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡のき損について、令和2年3月4日に教育委員会文化財保護室が文化庁あて送付したメール		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和2年4月2日	午前
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	午後
行政文書の公開の方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当</p> <p>当該行政文書には、特別史跡名古屋城跡き損に関する市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されている。当該審議、検討又は協議はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な段階にとどまるものである。当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、確定したものとして誤解されるおそれがあり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、該当部分を非公開とする。</p> <p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当</p> <p>当該行政文書には、職員の業務用個人メールアドレスが含まれており、これを公にすることにより、当該職員の業務の遂行を害するおそれがあることから、該当部分を非公開とする。</p>		
備 考	<p><決定を行った所管課・公所></p> <p>教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室</p> <p>TEL 052-972-3268</p>		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

Jun Fukaya

差出人: Jun Fukaya [REDACTED]
送信日時: 2020年3月4日水曜日 10:41
宛先: [REDACTED]
件名: 特別史跡名古屋城跡のき損について（名古屋市教委 深谷）
添付ファイル: 特別史跡名古屋城跡_展示収蔵施設外構工事_き損報告.pdf; (参考)展示収蔵施設外構工事掘削計画図.pdf

文化庁文化財第二課史跡部門
山下主任調査官様

たいへんお世話になっております。

昨日、当室の室長から第一報を入れさせていただきました特別史跡名古屋城跡のき損につきまして、状況等をまとめた資料をお送りさせていただきます。

メールをお送りさせていただいたのち、こちらからお電話させていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

名古屋市教育委員会事務局 文化財保護室

主査 深谷 淳

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

TEL : 052-972-3269

FAX : 052-972-4202

E-mail : [REDACTED]

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

特別史跡名古屋城跡 六番御蔵に伴う石列のき損について

日 時

令和 2 年(2020 年)3 月 2 日

き損場所

城内に新たに建設した展示収蔵施設の外構。六番御蔵跡で検出した石列

状 況

展示収蔵施設の外構工事として、六番御蔵の地表面表示のための基礎工事を行っている最中に、六番御蔵の東側の縁にあたる位置にあった石列をき損した。石列の中には、柱を立てる束石と思われる石が一定間隔で並んでいることから、六番御蔵の基礎等に関連した石列である可能性が高い。

遺構をき損した基礎工事の掘削深は 0~20cm と浅いものであり、学芸員の立会を要さないものとして掘削を行っていた。掘削の結果、間知石による石列が掘削範囲に並行して露出し、バックホウの爪にかかった石材を即時に撤去した結果、石列がき損されることになった。

掘削した部分は約 37m あり、き損された部分は、検出された石列全体の 2 / 3 程度と思われる。残りは原状を保っているものと推定する。

原 因

- ・計画上は、遺構面は現地表より 10 cm~30 cm の位置にあると想定していたが、今回き損した石列は想定していた位置よりも高く、現地表より 10 cm の位置に存在した。
- ・施工業者へ遺構の具体的な状況の情報伝達が十分ではなく、石列が検出されたのちも、石列を遺構と気付くことなく、掘削を続けた。

経 過

○ 3 月 2 日

- 13:30~ 六番蔵表面表示基礎工事(東側)、工事施工者によりバックホウによる掘削開始。
バックホウのバケットに引っかかった石を順次除去。
- 14:30 頃 学芸員が工事により石が掘り上げられている状況を発見し、作業中止を指示。
- 14:40 頃 保存整備室主査、施工業者の現場代理人による現地確認
- 17:30 頃 保存整備室長、調査研究センター副所長に報告後、文化財保護室主査に電話連絡。翌日、現地を確認することとした。
- 20:00 名古屋城総合事務所所長に報告。翌日現地確認することとした。

○ 3 月 3 日

- 9:30 文化財保護室主査が現地確認。
- 10:30 文化財保護室長が現地確認。状況報告の作成の指示を受ける。

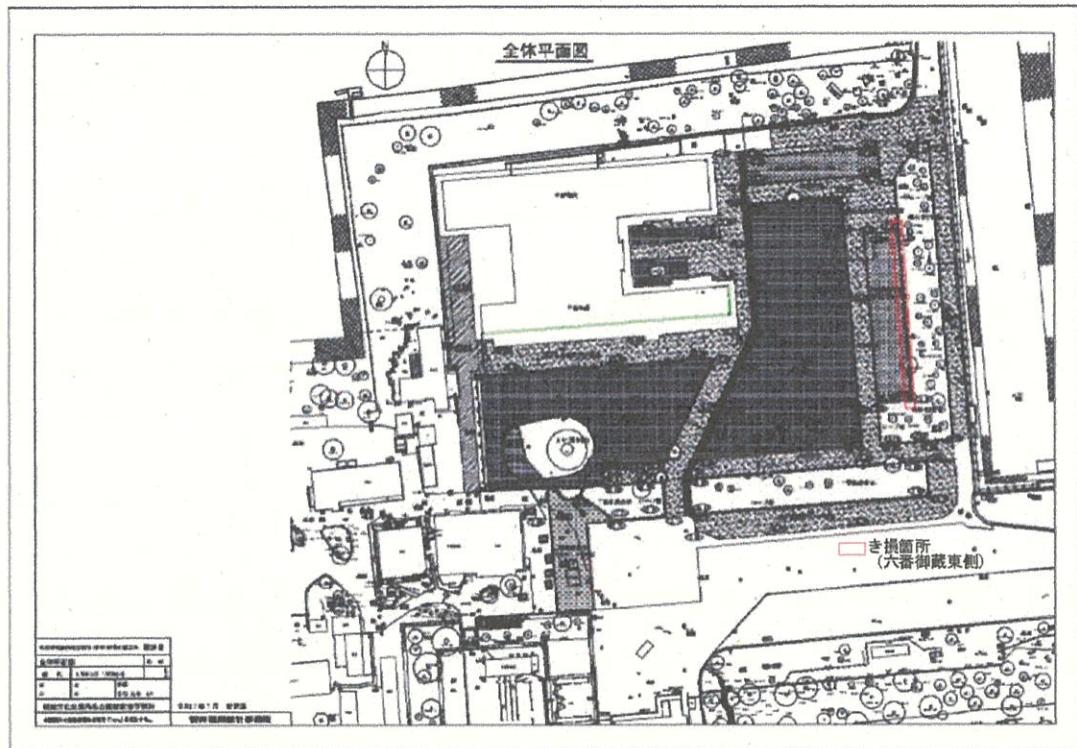
10:00～ 現地の状況を確認するため、下記のように掘削範囲の精査を行った。

- ・石列の周囲を清掃し、取り外された石の抜き取り痕跡など、現地の状況を把握した。
- ・掘り出された石材について数量を把握した。
- ・掘削範囲など、簡易な記録を作成した。

現在の状況

掘削範囲にシートをかけ、養生を行っている

工事は当面中止させている



き損場所位置

御米蔵構と六番御蔵について

西之丸北西部は、幕末に記された『金城温古錄』によれば、備蓄あるいは種糓用の米蔵と高塀で囲まれた空間となっており、「御米蔵構」(おこめくらがまえ)と呼称されていた。一番御蔵から時計回りに、六番御蔵までが建てられており、うち最も東側の御深井丸に通じる南北の通路にそって建てられたのが六番御蔵である。一番から五番までが江戸時代初頭からの建築とされるのに対し、六番御蔵は幕末の天保五年(1834)に創建されたと記載されている。



『金城温古錄』より転載



写真1 き損直後の現場状況／北から



写真2 き損直後の石列石材状況／北から

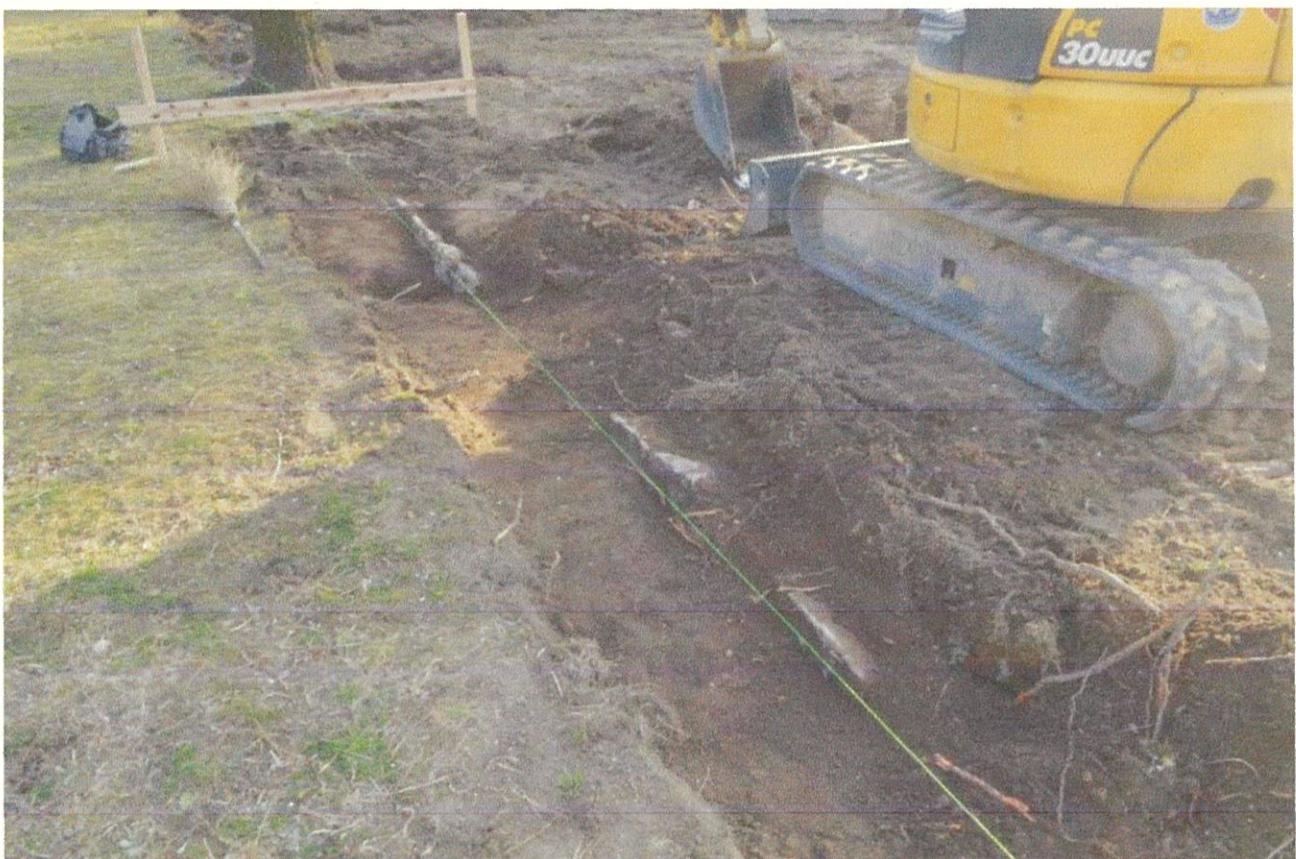
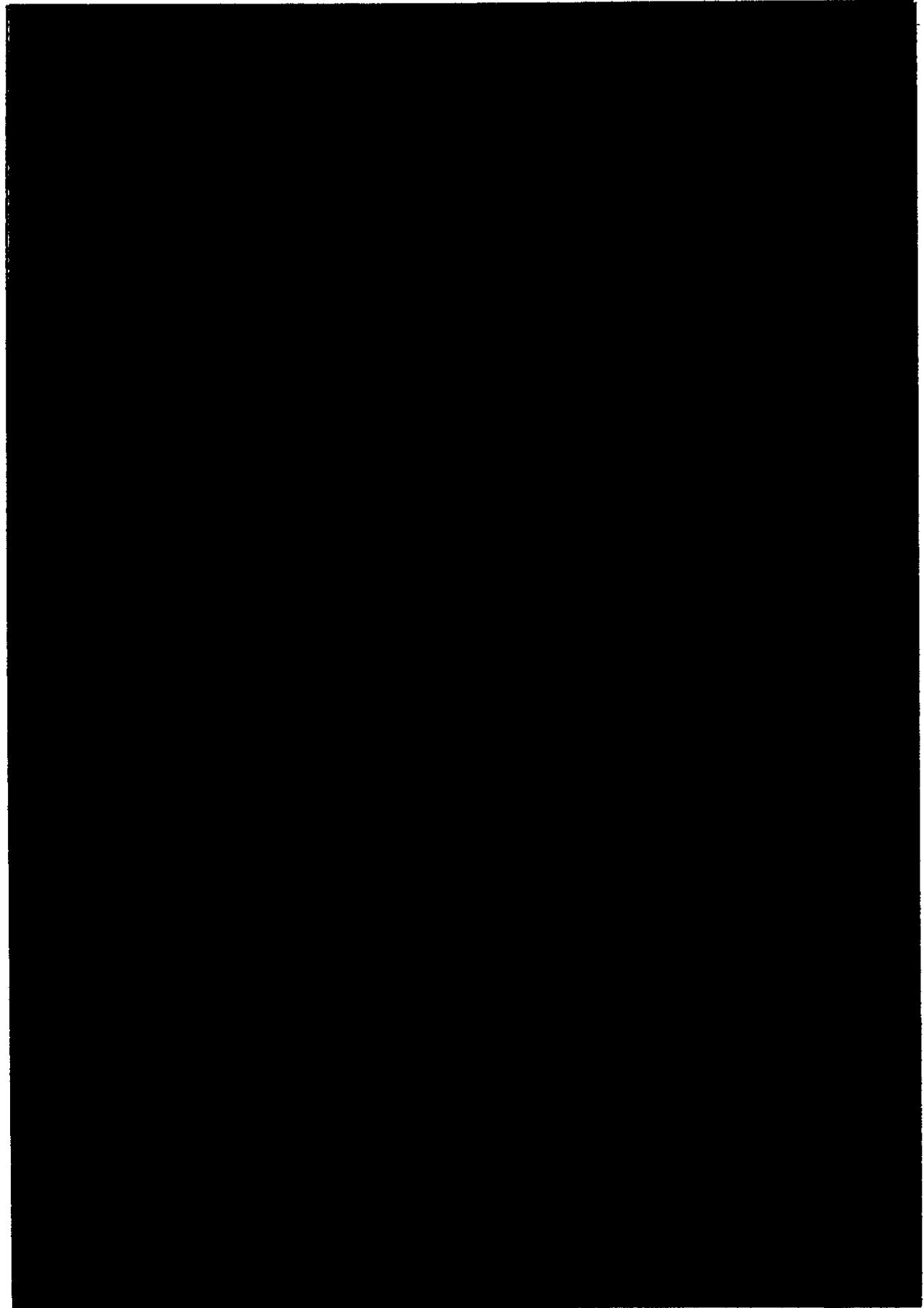


写真3 き損直後の石列残存状況／北東から



写真4 き損直後の石列残存状況現場状況／東から



石列き損状況

(13) 工事（掘削）計画図



凡例と工事内容

「アスファルト再舗装」「盛土の上芝張」等
遺構面に影響のない工事範囲。
重機にて掘削。

発掘調査により近世の埋土面と推定される位置を確定し、100mmの保護層を設け、遺構面を保護した上で、上部に舗装等行う工事範囲。
重機による掘削と人力による掘削の併用。

すでに掘削済の範囲であり、20cm程度掘削のため、近世埋土より上面となることを確認しながら人力による掘削とする。

既設排水管、既設樹撤去のため掘削。敷設時掘削済の範囲のため、重機による掘削。
幅50cm、深さ50~80cm程度。

新設排水管、新設樹設置のための掘削。
掘削レベル等は「(13)-1 掘削計画図」参照
重機による掘削と人力による掘削の併用